

総価契約単価合意方式実施要領の解説 (包括的単価個別合意方式)

1. はじめに

総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）（以下「本方式」という。）については、「総価契約単価合意方式実施要領(包括的単価個別合意方式)」(平成30年9月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知)（以下「実施要領」という。）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」（以下「実施要領の解説」という。）に基づき行うものとしている。

実施要領の解説は、実施要領の内容を発注者、受注者ともに的確に理解するとともに、本方式による受発注者間で行う単価の協議及び合意の具体的な手順等を示すことにより、本方式を適用する工事の円滑な実施等に資することを目的とするものである。

2. 対象工事

【実施要領2】

2. 対象工事

各地方農政局が定める地方農政局建設工事等契約事務取扱要領の別表（第3条関係）に掲げる工事種別のうち、第1号、第8号、第9号、第11号、第13号、第17号、第20号、第22号、第24号に掲げる工事において実施するものとする。

[解説]

地方農政局建設工事等契約事務取扱要領の別表（第3条関係）に掲げる工事種別のうち下記●を対象とする。

● 1 土 木 一 式 工 事	土木工事業
2 建 築 一 式 工 事	建築工事業
● 8 電 気 工 事	電気工事業
● 9 管 工 事	管工事業
● 11 鋼 構 造 物 工 事	鋼構造物工事業
● 13 舗 装 工 事	舗装工事業
● 17 塗 装 工 事	塗装工事業
● 20 機 械 器 具 設 置 工 事	機械器具設置工事業
● 22 電 気 通 信 工 事	電気通信工事業
● 24 さ く 井 工 事	さく井工事業
99 そ の 他	大工工事業、左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工業

※20 機械器具設置工事のうち、建築関係のものは対象外とする。

3. 入札公告等における記載事項

【実施要領 4】

4. 入札公告等における記載事項

(1) 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である旨の明示は、次に掲げる契約方式ごとにそれぞれ次に掲げる書面への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- ① 一般競争入札の場合 : 入札公告及び入札説明書
- ② 工事希望型競争入札の場合 : 送付資料
- ③ ②以外の指名競争入札の場合 : 指名通知
- ④ 随意契約の場合 : 見積依頼書

(2) (略)

[解 説]

入札公告等に、実施要領の記載例を参考にして「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事」であることを記載する。

4. 工事請負契約書及び特別仕様書等における記載事項

【実施要領 5】

5. 工事請負契約書及び特別仕様書等における記載事項

(1) 工事請負契約書における記載事項

ア 第 3 条関係（単価合意書）

本方式を適用する工事においては、受注者との間で工事数量表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について協議した上で工事における単価等について合意することができるように、工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 3 条第 3 項に次に掲げる事項を記載するものとする。

【記載例】

（請負代金内訳書、工程表及び単価合意書）

第 3 条 （略）

2 （略）

3 発注者及び受注者は、この契約締結後、速やかに、この契約書に係る単価等を協議し、単価合意書（「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成 30 年 9 月 21 日 30 農振第 1860 号） 6.（1）に規定する単価合意書をいう。以下同じ。）を作成の上、合意するものとする。この場合において、協議開始の日から○日以内に当該協議が整わない時は、発注者が単価等を定め、受注者に通知する。

4 第 3 項の規定は、請負代金額の変更があった場合において準用する。

5 第 3 項（前項において準用する場合を含む。）の単価合意書は、第 25 条第 3 項の規定により残工事代金額を定める場合並びに第 29 条第 5 項、第 37 条第 6 項及び第 38 条第 2 項に定める場合（第 24 条第 2 項各号に掲げる場合を除く。）を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（注）○の部分には、原則として、「14」と記入する。

[解 説]

- (1) 契約書第3条第5項の「発注者及び受注者を拘束するものではない」とは、単価合意書に記載された数量、単価及び合意条件のとおり施工し、又は施工を強制するものではないとの意味であり、契約書の第1条第3項の「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」という、いわゆる自主施工の原則を変更するものではない。

イ 第24条関係（請負代金額の変更方法）

本方式を適用する工事における請負代金額の変更にあたっては、単価合意書の記載事項を基礎として行うことができるように、契約書第24条に次に掲げる事項を記入するものとする。

【記載例】

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、第3条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により作成した単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 次に掲げる場合における請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

一 数量に著しい変更が生じた場合。

二 単価合意書の作成の前提となっている施工条件と実際の施工条件が異なる場合。

三 単価合意書に記載されていない工種が生じた場合。

四 前各号に掲げる場合のほか、単価合意書の記載内容を基礎とした協議が不相当である場合。

3 第1項及び第2項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知されない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

4 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（注）○の部分には、原則として、「14」と記入する。

[解 説]

- (2) 請負代金額の変更方法については、原則として単価合意書に記載の合意単価等を基礎として請負代金額を変更することとするが、以下のような場合には、単価合意書に記載の合意単価等を用いることが不相当であるので、特別に単価合意書の単価を用いる理由がある場合を除き、変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定めることとしている。

ア 数量に著しい変更が生じた場合

工事材料等の購入量が大幅に増え材料単価が安くなる場合や、大型の機械により施工することで施工単価が安くなる場合など、著しい数量の増減があった場合。

イ 単価合意書の作成の前提となっている施工条件と実際の施工条件が異なる場合

設計図書と現場条件に相違があった場合や、発注者から工事目的物の構造や材料規格について変更を指示した場合など、施工条件が異なる場合。

ウ 単価合意書に記載されていない工種が生じた場合

単価合意書に添付の単価表に記載のない項目が生じた場合。

エ 単価合意書の記載内容を基礎とした協議が不適当である場合

受注者の任意性が強いものとして当初一式金額で合意した作業土工について、受注者の責に帰すべきでない作業土工の金額変更が生ずる場合など、上記アからウに該当しないが単価合意書に記載の合意単価等を用いることが不適当な場合。

「特別に単価合意書の単価を用いる理由」とは、受注者の責に帰すべきものとして変更の対象にならない場合や、大幅な数量増減や施工条件変更にもかかわらず単価変動が無い場合などが該当する。なお、特別な理由がないときに変更時の価格を基礎とするのであるから、「特別な理由があるとき」は「その他の場合」として単価合意書に記載の合意単価等を基礎とすることとなる。

ウ 第 25 条関係（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

本方式を適用する工事において、賃金又は物価の変動に基づき請負代金額を変更するときは、変更後の請負代金額の算定に当たり、単価合意書の記載事項に基づくように、契約書第 25 条に次に掲げる事項を記載するものとする。

【記載例】

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 25 条 （略）

2 （略）

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

（注）○の部分には、原則として、「14」と記入する。

4～8 （略）

[解説]

（3）賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更が生じる場合には、一度合意した単価合意書に記載がある単価であっても、改めて合意し直すものとする。但し、以後、契約変更かつ部分払いが無いことが明らかな場合は、単価の見直しに係る協議は不要とする。

5. 単価合意書の締結方法

【実施要領6】

6. 単価合意書の締結方法

契約締結直後の単価等の協議は、契約書第3条第3項の規定に基づき実施する〔5.(1)アの契約書記載例参照〕ほか、以下の手続により実施するものとする。

- (1) 発注者は、単価合意書（別記様式1）及び単価表（別記様式2）を作成し、受注者と協議の上、単価等を決定するものとする。
- (2) 単価合意書は、工事数量表に記載の項目^①について、当初契約の予定価格（変更契約の場合は官積算額）に対する落札金額の比率^②に基づき、直接工事費、共通仮設費（積上げ分）、共通仮設費（率分）、現場管理費及び一般管理費等の単価等について、受発注者間で合意し締結するものとする。
- (3) 単価合意書を締結したときは、発注者は速やかに当該合意書を閲覧に供する方法により公表するものとする。この場合は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」（平成13年5月2日付け13地第148号大臣官房地方課長通知）における予定価格の積算内訳に準じて取扱うものとする。
- (4) 請負代金額の変更後の単価合意書は、契約書第3条第4項において準用する同条第3項の規定に基づき受発注者間で協議を実施し作成するものとする。この場合には、単価合意書に記載された直接工事費及び共通仮設費（積上げ分）の単価は、変更しないものとする。

[解説]

【用語解説】

① 項目 …… 工事数量表に記載の細別(B-3レベル)を指す。

② 予定価格（変更契約の場合は官積算額）に対する請負代金額の比率 ……

第1回変更契約締結後は、当初契約と第1回変更契約の単価合意書記載の単価以外を用いる項目の官積算額の計に対する請負代金額の比率。

第2回変更契約締結後は、当初契約と第1回・2回変更契約の単価合意書記載の単価以外を用いる項目の官積算額の計に対する請負代金額の比率となる。

（以降の複数回変更時も同様）

また、官積算額には、積算基準書に基づいた官積算額（以下「一次官積算額」）と、単価合意書等に基づいた官積算額（以下「二次官積算額」）が存在するが、ここでは一次官積算額を指す。

単価合意書の締結は下記の手順により行う。〔詳細は(実施要領の解説：別紙1)参照〕

(1) 協議及び単価合意書の締結

ア 単価合意書の作成

(ア) 発注(積算)担当課は、契約締結後速やかに、「単価合意書」及び「単価表」を作成し、電子媒体で契約担当課に提出する。

(イ) 当初契約時の単価合意書は、当初の工事数量表に記載の項目について、一次官積算単価に、「(x) 当初契約の一次官積算額（予定価格）」に対する「(y) 当初請負代金額」の比率 (y/x) を乗じたものを合意単価とする。

(ウ) 第(●)回変更契約に係る単価合意書における第(●)回変更後の工事数量表に記載の項

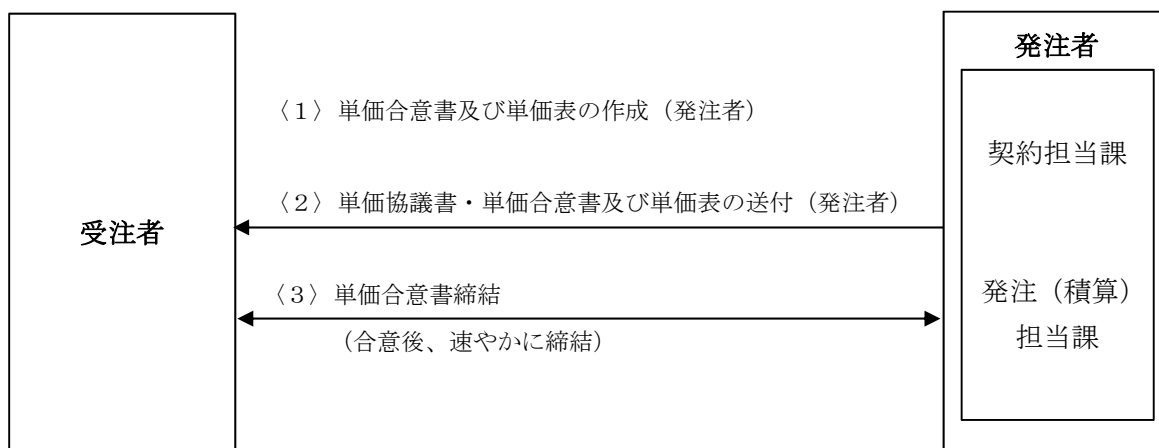
目のうち、単価合意書記載の単価以外を用いる直接工事費及び共通仮設費（積上げ分）の細別の単価並びに共通仮設費（率分）、現場管理費及び一般管理費等の金額については、一次官積算単価に、「(x) 第(●)回変更の一次官積算額(変更増減額ではなく総額)のうち、単価合意書記載の単価以外を用いる項目の官積算額」に対する「(y) 第(●)回変更後の請負代金額(変更増減額ではなく総額)のうち、単価合意書記載の単価以外を用いる項目の金額」の比率 (y/x) を乗じたものを合意単価とする。

【区分と合意の内容】

区分	合意の内容	備考
I. 直接工事費	単価(円)	細別(B-3レベル)、一式の場合は金額：小数点第1位四捨五入
II. 共通仮設費（積上げ分）	単価(円)	細別(B-3レベル) 一式の場合は金額：小数点第1位四捨五入
III. 共通仮設費（率分）	金額(円)	金額は円止
IV. 現場管理費	金額(円)	金額は円止
V. 一般管理費等	金額(円)	金額は円止

イ 単価合意書締結

契約担当課は、「単価協議書」（別紙2）と「単価合意書」及び「単価表」を郵送で受注者に送付する。受注者は、単価合意書に合意の上は押印したもの2通を契約担当課に提出、契約担当課は押印後、1通を受注者に送付する。なお、合意は、工事数量表を基本とし、契約変更の考え方について合意するものとする。



6. 請負代金額の変更

【実施要領 7】

7. 請負代金額の変更

請負代金額の変更にあたっては、契約書第 24 条の規定に従い、単価合意書に記載された事項を基礎として、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする〔5. (1) イの契約書記載例参照〕。なお、その際の予定価格の積算にあたっては、下記 (1) 及び (2) に留意するものとする。

(1) 直接工事費及び共通仮設費（積上げ分）については、単価合意書に記載の単価に基づき積算するものとする。単価合意書に記載のない単価の取扱は以下のとおりとする。

ア 契約書第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる場合は、細別（B-3 レベル）の比率（変更前の官積算単価に対する合意単価の比率をいう。以下この項において同じ。）を変更後の官積算単価に乗じて積算するものとする。

イ 既存の工種（B-1 レベル）に種別（B-2 レベル）、細別（B-3 レベル）が追加された場合は、当該工種（B-1 レベル）の比率を官積算単価に乗じて積算するものとする。

ウ 工種（B-1 レベル）が新規に追加された場合の直接工事費及び細別（B-3 レベル）が新規に追加された場合の共通仮設費（積上げ分）については、官積算単価にて積算するものとする。

(2) 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等については、上記 (1) により算出した対象額に、変更前の対象額に対する合意金額（合意金額は変更前の官積算額に請負比率を乗じた金額で算出）の比率及び土地改良事業等請負工事積算基準（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号構造改善局長通知）に示す率式を利用した変更前後の増減割合を乗じて算出するものとする。

[解説]

※本項は、発注者側の積算の考え方を記載したものである。

(1) 直接工事費・共通仮設費（積上げ分）の変更額の算定

契約書第 24 条においては請負代金変更の際、合意単価以外を用いる 4 つの場合と合意単価を用いる場合を定めている。これらの場合に用いる積算単価はそれぞれ下記のとおりとする。なお、単価合意は変更協議等を円滑に行うためのものであり、契約書第 18 条の規定に反するものではない。

ア 単価合意書記載の単価以外を用いる場合

(ア) 数量に著しい変更が生じた場合

当該細別（B-3 レベル）の比率（官積算単価に対する合意単価の比率をいう。以下本項同様）を変更後の条件により算出した官積算単価に乗じる。

(例) 「掘削（土砂）」の内容が、「普通土 30,000m³ 未満」⇒「30,000m³ 以上」となるなど官積算単価が変更。

(イ) 単価合意書の作成の前提となっている施工条件と実際の施工条件が異なる場合

- 既存の細別（B-3 レベル）の積算条件が変更された場合は、当該細別（B-3 レベル）の比率を変更後の条件により算出した官積算単価に乗じる。

(例) ダンプトラック運搬において、指定場所の変更により、運搬距離が変更。

- 既存の工種（B-1 レベル）に、新たに種別（B-2 レベル）または細別（B-3 レベル）が追加された場合は、当該工種（B-1 レベル）の比率を官積算単価に乗じる。

(例)「掘削(土砂)」が「掘削(軟岩)」に変更。

(ウ) 単価合意書に記載されていない工種が生じた場合

- ・ 工種(B-1 レベル)が新規に追加された場合の直接工事費、細別(B-3 レベル)が新規に追加された場合の共通仮設費(積上げ分)については、合意した工事と施工体制が異なると判断し、積算基準により算出した官積算単価とする。なお、当初設計において、協議により計上としたものも同じ取扱いとする。

ここで新規工種(B-1 レベル)、及び新規細別(B-3 レベル)が追加された場合とは、工事工種体系*の工種の用語上で同一の用語となる場合を除く。

なお、単価合意書(単価表)に記載の「変更時の価格を基礎として協議する」とは、新規工種(B-1 レベル)及び新規細別(B-3 レベル)は官積算単価を使用した上で、請負代金額の変更部分の総額を協議するということである。

注) 工事工種体系は(http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/index.html)に掲載されている。

(エ) 単価合意書の記載内容を基礎とした協議が不相当である場合

上記(ア)又は(イ)に該当しないが、単価合意書に記載の項目によることが不相当な場合は、当該細別(B-3 レベル)の比率を変更後の条件により算出した官積算単価に乗じる。ただし、当該単価が細別(B-3 レベル)ではなく、工種(B-1 レベル)又は種別(B-2 レベル)である場合は、当該工種(B-1 レベル)の比率を変更後の条件により算出した官積算単価に乗じる。

(例)「作業土工」(一式)において、目的物の形状変更に伴い数量が増減変更。

イ 単価合意書記載の単価を用いる場合

上記(ア)～(エ)以外で数量増減変更の場合は、合意単価に乗じる。

(2) 共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等の変更額の算定

間接労務費、工場管理費、共通仮設費(率分)、現場管理費、技術者間接費、機器管理費、据付間接費、設計技術費、一般管理費等などの率計算により算出する項目については、(1)の単価を基礎として算出した積算基準書で定める対象額〔B〕に、変更前の対象額に対する合意金額の比率〔C〕に、土地改良事業等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知)に示す率式を利用した変更前後の増減割合を乗じた率〔D〕を乗じて算出する。

(例) 共通仮設費 (率分) = B × C × D

B = 変更積算の共通仮設費 (率分) の対象となる項目の合計金額

C = $\frac{\text{変更前の共通仮設費 (率分) の合意金額 (C1)}}{\text{変更前の共通仮設費 (率分) の対象となる項目の合計金額 (C2)}}$

D = $\frac{\text{Bを積算基準書の率式に代入した値 (D1)}}{\text{C2を積算基準書の率式に代入した値 (D2)}}$

<設計変更にて共通仮設費(率分)対象額が、3,000万円⇒3,300万円となった場合の積算例>

B = 変更積算の共通仮設費 (率分) の対象となる項目の合計金額 = 33,000,000 円

C1 = 変更前の共通仮設費 (率分) の合意金額 = 3,150,000 円

C2 = 変更前の共通仮設費 (率分) の対象となる項目の合計金額 = 30,000,000 円

C = C1 / C2 = 3,150,000 円 / 30,000,000 円

D1 = Bを積算基準書の率式に代入した値 = 10.85%

D2 = C2を積算基準書の率式に代入した値 = 10.95%

D = D1 / D2 = 10.85% / 10.95%

共通仮設費(率分) = B × C × D = 33,000,000 × 3,150,000 / 30,000,000 × 10.85 / 10.95
= 3,433,356 円

7. 請負代金額の変更後の単価合意

(1) 契約書第3条第4項及び第5項の規定に基づき請負代金額の変更後の単価合意を実施するものとする。〔実施要領5.(1)アの契約書記載例参照〕

但し、以後、契約変更かつ部分払いが無いことが明らかな場合は、単価協議は不要とする。

なお、契約変更後の単価合意の方法は以下の示すとおりである。

ア 具体的手順は、「6. 単価合意書の締結方法」に準じて行うものとする。

イ 契約担当課は、変更契約締結後、速やかに「単価協議書」と「単価合意書」及び「単価表」を郵送で受注者に送付する。受注者は、単価合意書に合意のうちは押印したもの2通を契約担当課に提出、契約担当課は押印後、1通を受注者に送付する。

ウ 第(●)回変更単価合意において、第(●)回変更後工事数量表に記載の項目のうち、単価合意書記載の単価以外を用いる直接工事費及び共通仮設費(積上げ分)の細別の単価並びに共通仮設費(率分)、現場管理費及び一般管理費等の金額については、一次官積算単価に、「(x)第(●)回変更の一次官積算額(変更増減額ではなく総額)のうち、単価合意書記載の単価以外を用いる項目の官積算額」に対する「(y)第(●)回変更後の請負代金額総額(変更増減額ではなく総額)のうち単価合意書記載の単価以外を用いる項目の金額」の比率(y/x)を乗じたものを合意単価とする。

エ 単価合意書に記載のある単価の変更は行わない。

オ 精算変更後の単価合意は不要とする。ただし、前後工事の関係にある前工事については、契約変更や部分払いが無いことが明らかな場合や精算変更後でも単価協議・合意は実施するものとする。

8. 部分払

【実施要領5.(1)オ】

オ 第37条関係(部分払)

本方式を適用する工事における部分払金の額の算定に当たっては、単価合意書の記載事項に基づくように、契約書第37条に次に掲げる事項を記載するものとする。

[解説]

契約書第37条の規定に基づき、工事数量表で表示される単位より細かい単位もしくは異なる単位(例えば、「工事現場に搬入済みの工事材料」等)での支払いを請求された場合は、資材費のみの計上は物価資料等により、それ以外の場合は、該当する工種の内訳について受注者から提出を受け、その内訳の項目、単位、数量、単価等に基づき数量の検測等を行い支払いに応ずる方法が可能と考えられる。なお、その内訳の合計額が各工種の金額と一致すること、並びに、内訳の項目・数量等が特別仕様書、図面等の設計図書の項目・数量等と整合することに留意する必要がある。

なお、国債及び繰越工事については、年度内に部分検査を行う必要があるため、変更契約の時期について早めに準備を行い、合意については速やかに対応すること。

9. 随意契約予定の後工事への適用

随意契約予定の後工事については、以下の内容を前項までの規定に加えて実施することとする。

(1) 後工事〔直接工事費、共通仮設費(積上げ分)〕の積算方法

ア 前工事の積算と条件が同じ場合

合意単価を補正したものを基に積算する。

【合意単価の補正】

前工事で合意した単価については、発注時期の違いによる機・労・材の価格変動補正(価格変動率を前工事の合意単価に乗じて算出)を行うものとする。

$$\text{合意単価の補正} = \text{前工事合意単価} \times \frac{\text{後工事合意時点官積算単価}}{\text{前工事合意時点官積算単価}}$$

イ 前工事の積算と条件が異なる場合

(ア) 前工事の細別(B-3レベル)の積算条件が変更された場合は、前工事における細別(B-3レベル)の比率を後工事発注時の官積算単価に乗じて積算する。

(イ) 既存の工種(B-1レベル)に、新たに種別(B-2レベル)又は細別(B-3レベル)が追加された場合は、前工事における工種(B-1レベル)の比率を後工事発注時の官積算単価に乗じて積算する。

ウ 前工事の単価合意書に記載のない工種が生じた場合

(ア) 新規に工種(B-1レベル)が追加された場合は、官積算単価で積算する。

(2) 後工事〔共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等〕の積算方法

共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等については、前工事と後工事の各対象額合計金額[B]に対し、前工事において合意した単価を基に算出した率[C]、積算基準書の官率式を利用した変更前後の増減割合を乗じた率[D]を乗じて算出した額から、前工事の各合意金

額を控除し算出する。

$$(例) 共通仮設費(率分) = B \times C \times D - C1$$

B = 前工事と後工事の共通仮設費(率計上分)の対象となる項目の合計金額

C = $\frac{\text{前工事の共通仮設費(率分)の合意金額 (C1)}}{\text{前工事の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額 (C2)}}$

D = $\frac{\text{前工事と後工事の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額を積算基準書の率式に代入した値 (D1)}}{\text{前工事の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額(合意単価)を積算基準書の率式に代入した値 (D2)}}$

※ 上記前工事の設計金額は、後工事が追加発注される時点のものとし、その後、前工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも、前工事の設計金額の変更は行わない。

<前工事の共通仮設費(率分)対象額が5億円、後工事の共通仮設費(率分)対象額5億円の場合の後工事の共通仮設費(率分)の積算例>

B = 前工事と後工事の共通仮設費(率分)の対象額の合計金額 = 1,000,000,000 円

C1 = 前工事の共通仮設費(率分)の合意金額 = 57,500,000 円

C2 = 前工事の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額 = 500,000,000 円

C = C1/C2 = 57,500,000 円 / 500,000,000 円 = 11.50%

D1 = Bを積算基準書の率式に代入した値 = 10.76%

D2 = C2を積算基準書の率式に代入した値 = 11.61%

D = D1/D2 = 10.76% / 11.61%

共通仮設費(率分) = B × C × D - C1 = 1,000,000,000 × 11.50 × 10.76 / 11.61 - 57,500,000
= 49,080,534 円

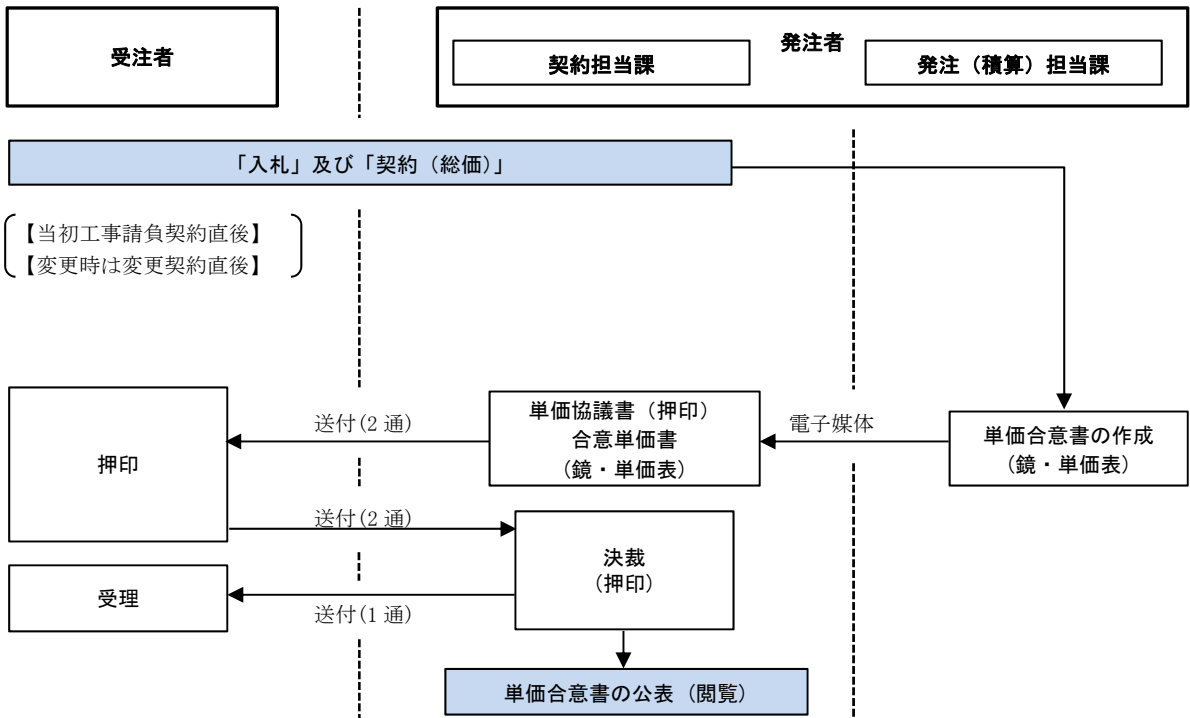
(3) 後工事の直接工事費、共通仮設費(積上げ分)の変更額の算定

実施要領の解説6.(1) 直接工事費・共通仮設費(積上げ分)の変更額の算定に準ずる。

(4) 後工事の共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等の変更額の算定

実施要領の解説9.(2) 後工事[共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等]の積算方法に準ずる。

包括的単価個別合意方式のフロー図



(別紙2)

平成 年 月 日

(受注者名)

殿

(分任) 支出負担行為担当官 (官職氏名)

印

単価協議書 (工事請負契約書第3条第3項)

平成 年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について、工事請負契約書第3条第3項により単価合意書を締結したく協議する。

なお、合意のうえは発注者より送付する単価合意書2部に記名押印のうえ提出されたい。

記

1. 工 事 名 ○○○○○○工事
2. 工 期 自 平成○○年○○月○○日 至 平成○○年○○月○○日
3. 請負代金額 ￥ 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-
4. 協議開始日 平成○○年○○月○○日
(協議開始日は、契約締結後速やかとする)